

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が平成28年12月21日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が令和元年11月13日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が令和2年1月15日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和44年まで水俣市に居住していたものであり、同時期の同地域における公健法による水俣病の認定状況、昭和26年まで同居していた家族に水俣湾を漁場とする漁業への従事歴があることからすると、同居していた家族に公健法による水俣病被認定者はいないものの、請求人についてメチル水銀に対する水俣病の発症を考慮すべき相当程度のばく露があった可能性は否定できない。 今回の公的検診では、触痛覚、深部感覚、複合感覚等は正常であった。過去の複数回の申請に係る複数回の検診においてみられた請求人の感覚障害は、平成11年から平成25年頃にかけて悪化し、その後平成25年をピークとして改善し、令和元年にはほぼみられなくなるという経過をたどっており、メチル水銀に対するばく露に起因するものとは経過が異なり、水俣病によるものとは考え難い。また、今回の複数回の視野検査では、結果に大きな変動があり、異常を示すものもあるが、過去の平成20年のクリムスキーアイカップによる視野検査では視野が保たれており、仮に平成20年の後に視野の異常が生じたとしてもメチル水銀に対するばく露に起因する求心性視野狭窄と認めることはできない。そのほか、今回の検診において、小脳性の運動失調、中枢性の眼球運動障害、中枢性の聴力障害、中枢性の平衡機能障害は認められない。以上により、請求人には水俣病の症候が認められない。 よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえず、原処分は相当である。
2	新潟県知事	栃木県下都賀郡壬生町の女性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人において、平成27年7月3日付けで水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が令和4年5月16日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、同月29日付けで処分庁に再調査請求をしたものの、処分庁において所定の期間内に決定をしなかったことから、請求人が同年9月21日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は出生後、現在の阿賀野市に居住し、昭和47年3月までの間、阿賀野川産の川魚を摂取していたこと、他方、その摂取量については、週に1～2日程度などともしており、また、父母、姉及び弟2人は、医療手帳ないし被害者手帳の交付を受けるにとどまっていることなどからすると、水俣病を発症し得る相当程度のメチル水銀に対するばく露があった可能性は否定できないが、その可能性は低いといわざるを得ない。 また、請求人は、平成27年頃から両肩から肘にかけてのしびれ等があると訴えるが、2回にわたる神経内科検診においては、触痛覚の低下はないとされ、振動覚も正常範囲内である。さらに、請求人が上記症状を訴えるようになったのは、水俣病を発症する可能性がある程度の持続的なメチル水銀ばく露が存在していたとされる時期から50年近くが経過してからのことであって、水俣病に由来するものとは考え難い。請求人は、変形性頸椎症、変形性腰椎症及び両側変形性股関節症にり患していることが認められ、請求人の訴えるしびれ等の感覚障害は、これらの疾患等による影響を排除することはできない。その他、請求人には、小脳性運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性難聴も認められない。 以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
3	独立行政法人 環境再生保全 機構	神戸市の 女性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、亡父が石綿に起因する肺がんにより死亡したとして、令和3年8月12日付けで法第22条第1項の規定による特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支給を請求したが、処分庁が令和4年3月31日付けで当該認定を行わない旨の原処分をしたため、同年6月22日付けで審査請求した事案である。 放射線画像を読影したところ、左胸膜主体の悪性病変が認められたが、その鑑別は困難である上、胸部エックス線画像及び胸部CT画像のいずれから、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、肺石綿小体計測もされておらず、石綿健康被害救済制度における肺がんの医学的判定に必要とされる肺がんの発症リスクが2倍となる石綿ばく露があったことを確認できる医学的資料は見当たらないため、亡父が石綿を吸入することにより肺がんにかかったと判定することはできない。 よって、原処分は相当である。
4	独立行政法人 環境再生保全 機構	神奈川県 伊勢原市 の男性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸障害を伴う石綿肺にかかったとして、認定申請をしたところ、処分庁が、令和5年5月8日付けで、当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同月22日付けで審査請求をした事案である。 請求人は、大量の石綿にばく露した可能性があるが、放射線画像診断では、一部石灰化した胸膜プラークは認められるものの、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められなかった。なお、請求人には、著しい呼吸機能障害が認められるが、石綿肺以外の疾患によるものと考えられる。 よって、原処分は相当である。
5	独立行政法人 環境再生保全 機構	北海道夕 張郡長沼 町の男性	中皮腫 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、処分庁が令和5年11月24日付けで請求人対し法第22条第1項の規定に係る特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給決定を取り消し不支給とする旨の処分（原処分）をし、令和6年4月4日付け書面をもってその旨請求人に通知したため、請求人が同月22日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 法は、第2章で救済給付について、第3章で特別遺族給付金について規定しているが、救済給付である特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金及び特別葬祭料）の支給について定める第20条は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族から特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除外している。したがって、特別遺族給付金の支給決定を受けた者が特別遺族弔慰金等の請求をした場合には、特別遺族弔慰金等を受ける権利は不認定、特別遺族弔慰金等是不支給との決定がなされることになり、また、特別遺族弔慰金等の請求について権利の認定と支給決定がなされた後に、特別遺族給付金の支給決定がなされた場合には、先になされた特別遺族弔慰金等の請求についての権利の認定と支給決定は取り消され、不支給との決定がなされることになる。 請求人は、平成26年12月に死亡した未申請死亡者の遺族として、平成27年1月、処分庁に対し特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求をし、同年6月、処分庁から支給を受ける権利の認定及び支給決定（特別遺族弔慰金：280万円、特別葬祭料：199,000円）を受け、同月中にその支払を受けたが、その後未申請死亡者の死亡の時から5年が経過し、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した後の令和4年11月10日に、厚生労働大臣に対し、特別遺族給付金の請求をし、令和5年4月11日、支給決定（特別遺族一時金：1200万円）を受けたため、処分庁は、同年11月24日、特別遺族給付金等の請求について、先の権利の認定と支給決定を取り消し、不支給とする決定（原処分）をしたものであり、原処分は法に基づき適正に行なわれている。 よって、原処分は相当である。